

平成31年1月

東京都薬剤師国民健康保険組合  
組合員（事業主）の皆様へ

東京都薬剤師国民健康保険組合

## 事業者健診（定期健康診断）の結果データ提供にご協力ください

国では、特定健診によりメタボリックシンドロームの予防と改善を目指して、生活習慣病対策、さらに将来の医療費削減につなげていくために、特定健診の受診率目標値を70%と設定しています。

また、各医療保険者の実施状況（組合員の受診状況）に応じて後期高齢者支援金の負担率を調整し、実施率（受診率）が低い医療保険者には後期高齢者支援金の負担が重くなる仕組みを実施しています。

また、今後は、各医療保険者における特定健診の実施状況を公表（平成31年3月から）することになっていますが、当組合における平成29年度の特定健診受診率は32.4%で、国が定めた目標値（70%）にまだほど遠い状況にあります。

ところで、労働安全衛生法により事業主が実施しなければならない「事業者健診（定期健康診断）」の結果を医療保険者が確認することで、医療保険者が特定健診を実施したことと見なすことになっています。このため、事業者健診（定期健康診断）の結果データのご提供をお願いする次第です。

当組合の後期高齢者支援金の負担を抑え、組合財政の悪化を少しでも防ぐためにも、**平成30年度事業者健診の結果データ**をご提供くださいますようお願いいたします。

なお、結果データにより特定保健指導の対象と判定された方には、当組合から「特定保健指導（自己負担なし）」のご案内を個別通知しますので、宜しくようお願いいたします。

### ■データ提供対象者（受診者）

次の1及び2の両方に該当する方

- 1 当組合加入の被保険者である方
- 2 本年度の年齢が40歳から74歳までの方

### ■提供データの種類

- 1 **基本データ** 健診期日、健診機関、健康保険証の記号・番号、被保険者氏名が分かるもの（健診結果票や問診票に記載があれば不要です。）
- 2 **健診結果** 健診結果票の写し（身長、体重、腹囲、血圧、生化学検査（血液一般）が記載されているもの）

**※ 身長、体重、腹囲などの項目が記載されていない場合には、余白にご記入くださるようお願いいたします。**

- 3 問診票 問診票の写し
- 4 問診確認票 特定保健指導の判定には、服薬歴や喫煙歴の情報が必要なため、問診票にこの記載がない場合は、ご記入ください。（問診票に記載がある場合は、提出不要です。）

■データの提供方法

事業主様が、従業員・家族である被保険者の「健診結果の写し」と「問診票の写し」をとりまとめて、当組合にご郵送をお願いいたします。

■提出期限

平成31年4月30日までにご提出ください。

**健診結果データの提供は法律で認められていますので、  
法的責任を問われることはありません**

- ① 健康結果データの提供のお願いは、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて行っています。

【高齢者の医療の確保に関する法律 第27条(要約)】

2. 保険者は、事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。
3. 記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

- ② 事業主様が当組合に健診結果データを提供しても、「個人情報の保護に関する法律」に関して責任を問われることはなく、従業員ご本人の同意は不要です。

【個人情報の保護に関する法律 第23条(要約)】

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

※ **すでに事業者健診結果データをご提出していただいた方にこの文書が届いた場合は、行き違いをお詫びいたします。**